

## 国に意見書2件を提出

のうせきずいえき

3月議会において、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書」「コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書」がいずれも全会一致で可決され、国へ提出しています。

### 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛・めまい・耳鳴り・倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持っている。

昨年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されましたが、これは本来地域によって異なる対応を是正するため出されたものであり、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療負担に患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業(当初3年間)は、症例数において中間目標100症例達成のため、昨年度も事業を継続して行い、昨年8月に中間目標を達成された。

今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、本年度中に診断基準を定め、来年度には、診療指針(ガイドライン)策定及びブラッドパッチ療法を、学校災害共済・労災自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、政府におかれては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう下記の項目について強く要望する。

記

- 1.脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、症例数において中間目標(100症例)が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2.脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、本年度(平成23年度)にブラッドパッチ療法を含めた治療指針(ガイドライン)を設定し、ブラッドパッチ療法(自家血硬膜外注入)を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3.脳脊髄液減少症の治療(ブラッドパッチ療法等)を、災害共済給付制度・労働者災害補償保険・自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月28日

兵庫県加西市議会

### コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書

農林水産省が昨年12月27日に発表した10年度産米の11月の相対取引価格は、全銘柄平均で60キロ当たり1万2630円となり、新米が出回った9月から3カ月連続で最安値を更新しました。前年度比15%減で2246円も安く、底値が見えない米価下落に農業者は大きな不安を抱えています。

米価下落の大きな要因は、戸別所得補償制度そのものに米価下落誘発を制度として内包していることです。コメ農家が戸別所得補償のある分だけ業者から値下げを迫られているケースもあり、生産現場に混乱を招いています。

政府は、昨年末になりようやく集荷円滑化対策基金を活用した過剰米約14万トンに飼料米として処理し、主食用米の市場から隔離することを決めました。しかし、これだけでは一過性の対策に過ぎません。今年度行ったコメの戸別所得補償制度モデル事業自体をしっかりと検証することなく本格実施を行えば、農業者にさらなる不安と混乱を招くことになりかねません。

戸別所得補償制度は小規模農家支援を掲げながら、2011年度予算案で一転して規模拡大加算を打ち出すなど矛盾も見えてきました。しかも、11年度からの農業戸別所得補償制度の本格実施予定を前に、鹿野道彦農林水産大臣は通常国会への関連法案提出を見送る方針を示し、これまで「法案を提出する」としてきた民主党政権の歴代農相答弁を覆しました。

政府は農業者の不安を取り除くためにも方向性をしっかり定めるべきであると考えます。よって、以下の点について実現を強く要望します。

記

- 1.2010年度のコメ戸別所得補償制度モデル事業を検証し、検証結果を早急に示すこと。
- 2.大幅な価格下落時に支払われる変動部分を全国一律から、地域ごとの再生産価格を補償するなどの柔軟な制度に改めること。
- 3.農業・農村の多面的機能を評価する直接支払制度を検討するとともに、生産者の手取りを増やす新しいビジネスモデルの研究を行うこと。
- 4.農村の生活環境の改善、農地の確保や基盤整備、用水の確保や道路などインフラ整備を早急に進め実施・促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月28日

兵庫県加西市議会

## 議員の利益供与疑惑 調査特別委員会調査 報告

12月22日の本会議において

ないが、5日間の出席停止ではなく陳謝とすべきとの意見が述べられ、採決の結果、賛成12、反対4の賛成多数で5日間(3月1日～5日)の出席停止の懲罰を科すことと決定されました。

また、3月8日に高橋議員外3名より、①3月1日の処分要求、懲罰動議の弁明で多数派の暴力を受けていると言わんばかりの言動、②陳謝の懲罰を受けた際に、陳謝文を朗読しなかった、③出席停止の懲罰の宣告の際に、起立を拒否したことが懲罰に値するとして小谷議員に対する懲罰動議が提案されました。懲罰特別委員会に付託、3月17日に委員会審議を行い、3月24日の本会議において、5日間(3月24日～28日)の出席停止の懲罰を科すことと決定されました。

て、ある議員の関係する土地に自身の親族が経営する介護福祉施設を建設できることに議員の立場を利用して活動していた疑いがあり、この件について調査を行うため設置された委員会が、計4回開催されました。審議の結果、自分の親族が経営する介護福祉施設を建設しようとしていたという事実は確認できなかったものの、自分の親族が代表を務める会社名義の土地に、別の法人が経営する介護福祉施設を建設する計画を付した要望書が提出されており、副市長室で執行者と4回も協議したことや、副議長室でパソコンを使用したことは、第三者から見れば議員の立場を利用していると見られても仕方がないとの意見等が述べられ、一連の行動は行き過ぎたものであるとの指摘がなされています。その内容に基づいて問責決議案が提案されています。